

令和5年1月13日

各位

公益社団法人北海道観光振興機構  
会長 小金澤 健 司

「令和4年度 北海道観光アプリを活用したプレゼントキャンペーン事業」  
委託に係る企画提案の公募について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当機構の事業推進に格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について下記の通り企画提案を募集することといたしましたので、ご案内申し上げます。

敬 具

記

1. 事業名

令和4年度 北海道観光アプリを活用したプレゼントキャンペーン事業委託業務

2. 参加表明

(1)表明期限 令和5年1月26日（木）15:00

(2)表明方法 別紙「参加表明書」へ必要事項を記入の上、期限内にメール提出すること。

(3)提出先 国内誘客部 林 m\_hayashi@visithkd.or.jp

菊地 to\_kikuchi@visithkd.or.jp

3. 提出物について

企画提案書及び見積書

4. 今後のスケジュール

(1) 当事業への参加表明 1月26日（木）15時まで

(2) 企画提案書提出 2月3日（金）12時まで

(3) 審査会 2月7日（火）予定（ヒアリング実施）

(4) 結果通知 2月8日（水）以降の通知予定

※5社以上の企画提案があった場合、書面審査により審査会に参加する5社を選定する場合があります。

5. その他

事業に関する説明会はございません。事業内容に関する質問を令和5年1月26日（木）

15:00まで、eメールまたはFAXで個別に受け付けます。回答については、全体を取りまとめの上、参加表明した事業者に対して、1月27日以降、速やかに通知します。

<お問い合わせ先>

〒060-0003

札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階

国内誘客部 林・菊地 電話:011-231-5881

E-mail: m\_hayashi@visithkd.or.jp, to\_kikuchi@visithkd.or.jp

# 令和4年度 北海道観光アプリを活用したプレゼントキャンペーン事業 委託業務 企画指示書

## 1. 委託事業名

令和4年度 北海道観光アプリを活用したプレゼントキャンペーン事業

## 2. 目的

当機構では、道内外の観光客に対して、「旅マエ」「旅ナカ」の旅行者の行動フェーズで北海道の観光名所をはじめ、食や文化といった魅力をPRするため、北海道観光アプリの公開を予定している。については、北海道観光アプリのインストール促進を促すため、道内乗り入れ交通事業者やレンタカーなどの道内交通事業者と連携したプレゼントキャンペーンを実施し、新規インストールを促進するとともに、全国旅行支援「HOKKAIDO LOVE! 割」（以下、「HOKKAIDO LOVE! 割」）の需要喚起施策の利用を促進することを目的とする。

## 3. 事業期間

委託契約日から令和5年3月31日まで

## 4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画内容提案に加えて価格についても審査基準の要素とします。

## 5. 予算上限額

7,000千円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

新型コロナウイルスの感染状況や影響により委託業務の内容及び予算上限額について、変更する場合又は事業が中止になる場合がある。その場合は、観光機構と提案者の双方の協議により提案内容の変更または契約を行わないことがある。

## 6. 北海道観光アプリについて

### (1) アプリ概要（別事業にて令和5年1月現在開発中）

移動距離や道内スポット等のチェックイン、観光記事閲覧によるHOKKAIDO LOVE! ポイント付与機能、旅行情報の検索機能、飲食店等で使えるクーポン付与機能を搭載した北海道内の周遊を促進する観光アプリ。

対応：iOS 及び Androidos

### (2) 対象言語、公開時期

対象言語：日本語      アプリ本公開時期：令和5年3月中旬予定

## 7. 委託業務内容

### (1) 北海道観光アプリのインストールプレゼントキャンペーンの企画・実施、プロモーション

## の実施

### ① 実施内容

交通関連事業者や交通施設管理者などと連携し、北海道観光アプリのインストールによるプレゼントキャンペーンを企画・提案し、北海道観光アプリのインストールを促進すること。

- ・キャンペーン参加のインセンティブとしての景品（※1）や発送経費などやキャンペーンプロモーションに関連する Web ページ（※2）やチラシなどの広告物にかかる必要経費は委託事業費へ含めること。
  - ・広告物に関する企画、編集、データ加工、権限処理を含む各種手続きなどの制作業務、各種プロモーションの実施など、企画、制作、効果的な展開に至るまで、一切の業務を行うこと。
  - ・各広告物は、当機構及び北海道との協議を経て内容を確定した後、広告展開するものとする。
  - ・各広告物には、プレゼントキャンペーンの概要のほか、「HOKKAIDO LOVE！割」のロゴ、「HOKKAIDO LOVE！割」の実施概要（利用条件、交通付宿泊旅行商品、宿泊など交通付宿泊旅行商品以外の補助額等）などを盛り込むこと。
  - ・広告宣伝物には、北海道観光 PR キャラクター「キュンちゃん」の活用を検討すること。
- ※1 インセンティブの景品を総付する場合は、景品表示法を鑑み、景品は1商品当たり200円未満とし、景品数2,000個用意すること。また、オープン懸賞を実施する場合も景品表示法に留意すること。
- ※2 web ページ制作の場合は観光機構が指定するサーバーに公開することとし、サーバーの設定費用（27,500円税込）を委託事業費内に含めること。

### ② プロモーション展開エリア

メイン：東京、大阪

サブ：北海道(道外在住者に対するプロモーション)

### ③ プロモーション展開時期

キャンペーンのティザー告知：3月上旬～アプリ公開まで

キャンペーン応募期間：令和5年3月中旬頃～下旬（予定）

- ・プロモーション展開時期は、「HOKKAIDO LOVE！割」の実施期間中とし、上記期間内の実施を想定。実施時期の確定については、観光機構と協議の上、現在開発中のアプリの公開時期に合わせて実施すること。
- ・企画提案書には、交通事業者との連携方法、実施イメージ、掲載期間などを記載すること。

### (2) その他施策

プレゼントキャンペーンの周知及びアプリのインストール促進に資するイベント出展や

その他展開などの独自提案があれば記載すること。

- ・独自提案がある場合は、加点とする。

## 8. 事業実績報告書及び成果物の納品

### (1) 事業実績報告書

事業終了後、実績報告書には、下記の項目を最低限記載することとし、概要版を含む事業実績報告書2部と電子データを提出すること。

- ア 交通事業者と連携したアプリインストールプレゼントキャンペーンの概要及びその効果（インストール数等）
- イ 各種広告媒体を活用したPRの詳細とその効果（広告費用換算、メディア露出等）
- ウ 成果物

### (2) 成果物

以下の成果物を電子データで提出すること。

- ・本業務における広告宣伝で使用した素材データ一式

## 9. 企画提案応募条件等

(1) 単独法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

- ①北海道に本店もしくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- ③地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ④北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- ⑤暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しないものであること。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を排除されていないこと。
- ⑥コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

(3) コンソーシアムにおいては、(1)(2)の要件のほか、次のいずれの要件も満たすこと。

- ①コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。

②委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

#### 10. 審査基準について

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

##### (1) 企画提案の目的適合性

実施内容が、事業目的を達成させるために効果的であるか。

また、実施内容は、事業の目的に資するものか。

##### (2) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な内容・スケジュールとなっているか。

##### (3) 業務遂行能力

事業実施のためのノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。

##### (4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか

#### 11. 今後のスケジュール

- (1) 当事業への参加表明 1月26日 (木) 15時まで
- (2) 企画提案書提出 2月3日 (金) 12時まで
- (3) 審査会 2月7日 (火) 予定 (ヒアリング実施)
- (4) 結果通知 2月8日 (水) 以降の通知予定

※5者を超える企画提案があった場合、予め書面審査により審査会に参加する5者を選定する場合がある。

#### 12. 参加表明の提出

本事業に参加しようとする者は、会社名、代表者名、担当者役職・氏名、連絡先（電話・メールアドレス等）必要事項を記載の上メールにより申込すること。

- (1) 表明期限 令和5年1月26日 (木) 15時まで
- (2) 表明先 国内誘客部 林・菊地
- (3) E-mail m\_hayashi@visithkd.or.jp, to\_kikuchi@visithkd.or.jp

#### 13. 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和5年2月3日 (金) 12時まで
- (2) 提出場所 公益社団法人北海道観光振興機構  
札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階  
国内誘客部 林・菊地
- (3) 提出部数 企画提案書(A4版)4部  
※1部のみ社名を記入、残り3部は無記名で提出願います。

#### 14. 企画提案書作成上の留意点

企画提案書の作成にあたっては、提案内容のほか、下記の項目について記載すること。

##### (1) これまでの事業実績

過去3年以内の本事業と同種、かつ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。  
なお、社名が特定されないよう、過去に当機構から受託した事業内容は一切記載しないこと。

##### (2) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、提案者名を記載した企画提案書の1部にはのみ業務担当者名及び協力会社を記載し、無記名の企画提案書については、事業提案者の業務担当者名について「A」、「B」等の表現を用いて記載すること。

##### (3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

##### (4) 見積書

費用項目の明細を記載すること。

#### 15. 企画提案に関する審査

企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「審査会」という。）を実施する。日時及び場所については、別途通知する。

審査会に参加されない場合は棄権とみなす。

審査会時の追加資料の配布については認めない。

#### 16. 再委託の禁止について

- ・再委託の予定がある場合は（下記Bの業務に限る）、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予めと当機構の承認を得る必要があるので留意すること。

\*当機構の承認を要する再委託の範囲は、次の区分におけるBを言う。

A「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことは出来ない。

B「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承認を要する。

C「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

#### 17. 留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。
- (2) 提案された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出期限を過ぎての企画提案書の提出、資料の追加及び差替えは認めない。

- (4) 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。
- (5) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、当機構と提案者が協議して決定する。
- (6) 業務遂行にあたっては、観光機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努める。
- (7) この企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、観光機構と受託者が協議の上、処理するものとする。
- (8) 著作権、肖像権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (9) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、観光機構に帰属するものとする。
- (10) この指示書に定めのないものは、当機構と協議のうえ決定する。
- (11) 新型コロナウイルス感染症の状況により、委託業務内容などを変更する場合は当機構と提案者の協議のうえ決定する。

18. お問い合わせ先

国内誘客部 林・菊地 電話:011-231-5881

E-mail: m\_hayashi@visithkd.or.jp, to\_kikuchi@visithkd.or.jp



# 参加表明書

「令和4年度 北海道観光アプリを活用したプレゼントキャンペーン事業」  
委託業務に係る企画提案の参加表明を致します。

会社名	
担当者名	部署・役職：
	氏名：
連絡先	TEL：
	Email：

提出期限：令和5年1月26日（木）15時

提出先：公益社団法人北海道観光振興機構

国内誘客部 林、菊地

E-mail: m\_hayashi@visithkd.or.jp, to\_kikuchi@visithkd.or.jp